

3 高福政第 478 号
令和 3 年 9 月 1 日

各介護員養成研修指定事業者 代表者 様

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課長

「高知県介護員養成研修事業実施要綱」の改正について（通知）

日頃は、本県の福祉行政の推進に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このことについて、「高知県介護員養成研修事業実施要綱」を下記のとおり改正しましたので、通知します。

施行日以降に届出を行う場合は、新様式で届出いただきますよう、よろしくお願いいたします。
(既にご提出いただいているものについては、差し替え不要です。)

記

1 改正内容

行政手続等における押印の見直しに伴う様式の改正（一部押印の廃止）

ただし、以下にかかる様式については、押印を存続

- (1) 申請書以外の者の承諾を確認する書類や証明書類にかかる様式
- (2) 介護員養成研修事業者指定申請書（様式第 1 号）

…申請書代表者印は、指定事業者から研修修了者に交付される修了証明書の印影としての届出でもあることから押印を存続

2 施行日

令和 3 年 9 月 1 日

※実施要綱並びに様式等は以下のホームページからダウンロードいただけます。

⇒<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/2019040100128.html>

【担当】

高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課
福祉・介護人材対策室 藤川、岡林
電 話：088-823-9631
F A X：088-823-9207